

日本国環境省とアジア開発銀行との間の

環境協力に関する覚書の延長

(仮訳)

本延長文書は、「日本国環境省とアジア開発銀行との間の環境協力に関する覚書」(2014年6月25日付)を延長するものであり、日本国環境省(所在地:日本国東京都千代田区霞が関 1-2-2)とアジア開発銀行(所在地:フィリピン国マニラ首都圏マンドルヨン市 ADB 通り 6)の間で、代表者である地球環境審議官と知識管理・持続可能な開発担当副総裁により、2020年5月19日に署名された。

以下、日本国環境省とアジア開発銀行は、個々を指す場合は「一方」、双方を指す場合は「両者」という。

1. 覚書は、2014年6月25日に、日本国環境大臣とアジア開発銀行総裁により署名された。覚書の当初の期間は2014年6月25日から3年間である。
2. 両者は、日本国環境省地球環境審議官とアジア開発銀行知識管理・持続可能開発副総裁が覚書の延長文書に署名することで、2017年3月2日に覚書を3年間延長した。覚書に基づき、両者は環境保護及び改善のために様々な分野で協力してきた。
3. 本延長は、覚書の第16節に基づくものである。両者は、日本国環境省地球環境審議官及びアジア開発銀行知識管理・持続可能開発副総裁により、覚書を更に3年間延長することを合意した。
4. 日本国環境省の連絡先は地球環境局国際連携課国際協力・環境インフラ戦略室長とする。アジア開発銀行の連絡先は持続可能な開発・気候変動局環境テーマグループチーフとする。

5. 付属文書である今後 3 年間の行動計画は、必要に応じて更新することができる。

2020 年 5 月 19 日に、英語にて署名した。

日本国環境省:

アジア開発銀行:

森下 智

地球環境審議官

バンバン スサントノ

知識管理・持続可能な開発担当 副総裁

日付: _____

日付: _____

付属文書

日本国環境省とアジア開発銀行（ADB）の間の

環境協力における行動計画 2020-2022

ワークプログラムは、LOIの目的を支援し、環境分野における相互協力を強化、促進、発展させるものである。協力分野は、持続可能な開発目標（SDGs）、気候変動に関するパリ協定、などに基づく行動を支援する。

<p>1. JCM 日本基金 (JFJCM)</p>	<ul style="list-style-type: none">両者は、対象国の行政官や事業者に対する能力構築及び技術情報の提供を通じて、JFJCM 資金を活用したプロジェクトの形成支援に引き続き協力する。ADB は早期段階から、先進的低炭素技術の適用が可能な案件を特定し、当該プロジェクトへの JFJCM の活用を検討するよう努める。両者は、持続可能な開発目標(SDGs)への JFJCM プロジェクトの貢献を強化するよう努める。
<p>2. 国際炭素市場</p>	<ul style="list-style-type: none">両者は、アジア及び太平洋地域におけるパリ協定の第6条に基づく新たな市場メカニズムの運用準備を強化することにより、2020年以降の国際炭素市場の促進に協力する。両者は、JCM と SDGs を含む新たな市場メカニズムの下、緩和の活動間の連携の促進を目指す。
<p>3. 気候変動適応策</p>	<ul style="list-style-type: none">両者は、AP-PLAT（アジア・太平洋適応情報プラットフォーム）を通じて、気候リスクデータセット及び気候変動影響評価の結果を相互に及びより幅広い関係者と共有するために引き続き協力する。両者は、プロジェクトの計画、設計、実施及びモニタリングへの適応の主流化のために、気候変動影響評価を行うための方法論を含む、それぞれの気候変動リスク管理枠組みの改善に関する経験を引き続き共有する両者は、強力な気候変動影響評価の結果に基づく適応プロジェクト形成の可能性を検討することで、気

	<p>候ファイナンスへアクセスするプロジェクトの機会を増加させる。</p>
<p>4. フルオロカーボン・イニシアティブ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両者は、これまで取り組まれていない中・下流の領域に焦点を合わせるにより、フロンのライフサイクル全般にわたる排出抑制対策を促進するために、フルオロカーボン・イニシアティブ（フルオロカーボンのライフサイクルマネジメントに関するイニシアティブ）に基づく活動に関して協力する。 ・ ADB は、アジア及び太平洋地域の特定の国において（1）普及啓発、（2）技術的な能力向上、（3）フロンの排出を削減するために利用可能な技術的及び他の解決策の潜在能力を評価するための、地域的知識と技術的補助の支援（KSTA）の設置可能性を検討する。 ・ 環境省は ADB の TA と協力し、いくつかの国を選んでフロンのライフサイクルマネジメントの戦略策定を支援し、日本におけるフロンのライフサイクルマネジメントに関する政策や法的枠組みを共有するだけでなく、日本の民間セクターを巻き込むことで技術面での知識や経験も共有する。 ・ 環境省は、主に東南アジアの途上国を対象として、フロン回収・破壊のモデルプロジェクトを実施する。また、制度の導入可能性や排出量の削減可能性等を調査し、当該国における総合的なフロン排出抑制対策の実施を支援する。 ・ モデルプロジェクトの結果に基づき、両者は JFJCM の活用可能性を検討し、スケールアッププロジェクトの形成について協力する。 ・ また、環境省は、これらの途上国との協力内容に関する会合を開催し、ADB と協力して先進的な制度や技術を共有する。
<p>5. 脱炭素かつレジリエントな都市</p>	<p>両者は、環境省による都市間連携事業を含めた関連活動と「気候変動に強い低炭素都市開発のプラットフォーム設立」や、そのほかの関連する ADB の TA による、脱炭素都市に向けた計画策定、プロジェクト形成及び実施の支援について協力する。</p>

<p>6. 大気質管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両者は、Better Air Quality Conference を含む重要なイベントにおいて協力する。 ・ 両者は、大気汚染物質のモニタリングや排出管理技術の導入等の大気汚染対策に関連するプロジェクトの形成支援において協力する。 ・ 東アジアでの酸性雨モニタリング・ネットワーク（EANET）等のネットワーク踏まえ、ADB の TA 「大気質改善のための知識強化と行動」を含む技術支援との新たな協力について調整する。
<p>7. 循環型経済、廃棄物管理、及び海洋プラスチックごみ</p>	<p><循環型経済及び廃棄物管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 両者は、アジア・太平洋地域において、当面南アジア及び東南アジアを中心に、廃棄物管理並びにその適用に関する普及啓発及びプロジェクト形成支援に協力する。 ・ 両者は、利用可能な資金源を活用した廃棄物管理 PPP プロジェクトの準備と形成において協力する。（例えば、ADB が管理するマルチドナー信託基金であるアジア・太平洋プロジェクト準備機関（AP3F）に基づく技術支援、及び環境省が管理する技術支援助成金） ・ 両者は、アジア・太平洋地域における 3R 地域フォーラム等の関連する機会を活用して、MDBs 職員、自治体行政官、民間企業のためにワークショップを共催する。 <p><海洋プラスチックごみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 両者は、海洋プラスチックごみに関して大阪・ブルーオーシャン・ビジョン、G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組、及び ADB の健全な海洋と持続可能なブルーエコノミーに関する行動計画に沿って協力する。 ・ 両者は、ADB の Healthy Ocean Technology and Innovation Forum やパラオにおける Our Ocean 会合を含む重要なイベントにおいて協力する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両者は、主に東南アジア及び南アジアの海洋プラスチックごみ対策における国家及び都市の行動計画の策定支援に協力する。 ・ 両者は、意識向上、革新的行動の促進、国及び地域の協力の促進のため、東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）に設立された Regional Knowledge Centre に、海洋プラスチックごみに関する知見、情報を提供する。
8. EST	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両者はアジアにおける環境的に持続可能な交通フォーラム（EST フォーラム）の UNCRD による開催に協力する。2020 年から 2021 年にかけて、2020 年バンコク宣言後の新たな宣言の準備として、両者はその宣言のためのインプットとして新たな目標の策定に向けて知見知識を提供する。 ・ 両者は、新たな宣言に基づき、特定のモデル都市における政策策定提言及び具体的な EST プロジェクトパイプラインを含め、アジア諸国における EST の実施及び能力開発を推進する。 ・ これを進めるため、ADB は特定の都市を支援するための地域 KSTA を設立する可能性を検討し、環境省は、民間セクターが有する技術及び日本における EST に関する政策と法的枠組みに関する知識と経験を共有する。 ・ 両者は、これらの進歩と経験を EST のナレッジプラットフォームとしての EST フォーラムで共有する。
9. 生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両者は、G20 の質の高いインフラ投資方針の原則 3、ADB Strategy 2030 の運用計画 3、健全な海洋と持続可能なブルーエコノミーに関する ADB 行動計画と合致している生物多様性の主流化、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）、生態系を活用した適応策（EbA）並びに SATOYAMA イニシアティブに関連する知識共有とプロジェクト機会の開発に協力する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両者は上記の分野において、CBD-COP15 のサイドイベントを含む関係するイベントでの協力を検討する。 ・ 両者は、TA 「アジア並びに太平洋地域の自然資本の保護と投資」のいくつかの要素を含む、両者により行われるプロジェクトにおいて、知識共有を通じて相乗効果を生み出すために協力する。
10. COVID-19	<p>両者は COVID-19 のパンデミックを克服し、さらなる COVID-19 の拡大を抑え廃棄物管理サービスを維持するため、感染性廃棄物管理に関する知識共有や情報交換など、気候変動と環境活動に関わるシナジーとコ・ベネフィットを認識しながら、脱炭素かつよりレジリエンスな社会に向けてよりよい方向へ戻るよう協力する。</p>
11. その他	<p>両者は、グリーンビジネスを含む他の分野での更なる協力について引き続き検討する。</p>